

○流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

平成21年3月30日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育されていた犬、猫その他の動物をいう。
- (2) ペット霊園 ペットの死がい若しくは焼骨を埋葬する施設（以下「埋葬施設」という。）、ペットの焼骨を納骨するための設備を有する施設（附則第3項を除き、以下「納骨堂」という。）、ペットの死がいを火葬する施設（以下「焼却施設」という。）又はこれらの施設を併せ有する施設をいう。
- (3) 近隣住民等 ペット霊園を設置しようとする敷地に隣接した土地の所有者（以下「隣接地の所有者」という。）又は当該敷地の境界線から200メートル以内の範囲に建物を所有し、若しくは居住する者をいう。

(設置等の許可)

第3条 市内にペット霊園を設置しようとする者（建物の用途を変更してペット霊園にしようとする者を含む。）は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置したペット霊園の区域、施設又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) ペット霊園の名称
- (3) ペット霊園の用地の所在地、地目及び面積
- (4) ペット霊園の施設の概要
- (5) ペット霊園の設備の処理能力

(6) ペット霊園の設備の位置、構造等の設置に関する計画

(7) ペット霊園の維持管理に関する計画

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、第6条第3項第1号の書類

(2) 第6条第3項第2号から第6号までに掲げる書類又は図面

(3) 焼却施設の新設又は増設の場合にあつては、焼却施設の構造及び処理能力を記載した書類（第6条第3項第7号において「焼却施設仕様書」という。）

(4) 維持管理計画書

(5) 隣接地の所有者全員のペット霊園の設置又は変更についての同意書

(6) その他市長が必要と認める書類

(設置者及び管理者の責務)

第5条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理に際しては、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 第4条第1項の規定により申請しようとする者は、当該申請前に当該申請に係るペット霊園の計画（以下「ペット霊園の設置等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事前協議書を市長に提出しなければならない。

(1) ペット霊園を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) ペット霊園の名称

(3) ペット霊園の用地の所在地、地目及び面積

(4) ペット霊園の施設の概要

(5) ペット霊園の設備の処理能力

(6) ペット霊園の設備の位置、構造等の設置に関する計画

(7) ペット霊園の維持管理に関する計画

3 前項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面（ペット霊園の区域の変更に係る協議の場合にあつては、第1号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

- (2) ペット霊園の周囲200メートル以内の河川、池沼及び住宅その他の建物の状況を示す見取図
- (3) ペット霊園の位置を示す図面
- (4) ペット霊園の区域を示す図面並びにその施設及び設備の配置図及び構造図
- (5) ペット霊園の区域に含まれる土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (6) 納骨堂及び焼却施設を設置する場合（建物の全部又は一部として設置する場合に限る。）にあつては、当該建物の登記事項証明書
- (7) 焼却施設の新設又は増設の場合にあつては、焼却施設仕様書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(標識の設置等)

第7条 前条の規定により事前協議書を市長に提出した者（以下「申請予定者」という。）は、当該事前協議書を提出した後、速やかに、ペット霊園の設置等計画の予定地内の周囲から見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(近隣住民等への説明会の開催等)

第8条 申請予定者は、第6条第2項の規定により事前協議書を市長に提出した後、第4条第1項の申請をしようとする日の30日前までに、ペット霊園の設置等計画について、近隣住民等に対し、説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催した後、速やかに、当該説明会の経過等について市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議等)

第9条 申請予定者は、近隣住民等からペット霊園の設置等計画について意見等の申出があつたときは、申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の協議の終了後、速やかに、当該協議の経過等について報告書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、ペット霊園の設置等計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。

- (1) ペット霊園(建物の全部又は一部として設置するペット霊園を除く。)

の区域に含まれる土地をペット霊園を設置しようとする者が所有していること。

(2) 河川又は池沼からペット霊園の区域の境界までの距離が20メートル以上であること。ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合で、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(3) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設並びにこれらの施設の敷地をいう。以下同じ。）からペット霊園の区域の境界までの距離が100メートル以上であること。

(4) 飲料水を汚染するおそれのない土地その他公衆衛生上支障がない土地であること。

(5) 隣接地の所有者全員の同意を得ていること。

(6) 関係法令に基づく手続との調整が図られていること。

(7) ペット霊園の区域内には、管理事務所が設置されていること。ただし、管理事務所が近くにあり、ペット霊園の管理上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(8) 次条に定めるペット霊園の施設及び設備の基準に適合していること。
(施設及び設備の基準)

第11条 埋葬施設を有するペット霊園の施設及び設備は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) ペット霊園については、当該ペット霊園の区域の境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。

(2) ペット霊園の区域が周辺より低地である場合においては、当該ペット霊園の区域内に高木の常緑樹を植栽する等により、当該ペット霊園の区域の周辺から当該ペット霊園の墳墓が見渡せないように配慮されていること。

(3) ペット霊園の出入口には、施錠のできる門扉が設けられていること。

(4) ペット霊園の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものが設けられていること。ただし、墳墓の構造、配置等により、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(5) ペット霊園の区域内には、雨水及び汚水が停留しないように適当な排水路が設けられていること。

(6) ペット霊園の区域内には、便所、使用水の施設及びごみ集積施設が

設けられていること。ただし、当該ペット霊園の利用者が使用できる便所、使用水の施設又はごみ集積施設が近くにあり、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(7) ペット霊園の利用者が使用しやすい位置に必要な台数の自動車を駐車させることができる駐車場が設けられていること。

(8) ペット霊園の区域内に設置する緑地の面積が当該ペット霊園の区域の面積に占める割合が、5分の1以上であること。

(9) ペット霊園の区域内には、動物の死がい腐敗して悪臭が発生しないよう密閉された保管施設が設けられていること。

2 納骨堂は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 納骨堂（埋葬施設と併せて設置する場合及び建物の全部又は一部として設置する場合を除く。）の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。

(2) 納骨堂（埋葬施設と併せて設置する場合及び建物の全部又は一部として設置する場合を除く。）の出入口には、施錠のできる門扉が設けられていること。

(3) 納骨堂には、便所、使用水の施設及び待合室が設けられていること。ただし、納骨堂の利用者が使用できる便所、使用水の施設又は待合室が近くにあり、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(4) 建物の全部又は一部として設置する納骨堂は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

ア 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり、内部の設備は、不燃材料が使用されていること。

イ 内部には、除湿装置が設けられていること。

ウ 出入口は、施錠ができること。

3 焼却施設は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 焼却施設（埋葬施設と併せて設置する場合及び建物の全部又は一部として設置する場合を除く。）の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁が設けられていること。

(2) 防臭、防じん及び防音について、十分な能力を有するものであること。

(3) 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することなく、

かつ、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。

(4) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。

(5) 燃焼室内において動物の死がいがある場合、当該燃焼室に他の動物の死がいを投入するときには、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死がいを燃焼室に投入することができるものであること。

(6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(7) 燃焼ガスの温度を保つため必要な装置が設けられていること。

(8) 動物の死がいを燃焼することによる悪臭の発生を防止するため、燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室が設けられていること。

(9) 建物の全部又は一部として設置する焼却施設は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

(許可等の通知)

第12条 市長は、第4条第1項の申請書の提出があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者に、許可の決定をしたときは許可書を交付し、不許可の決定をしたときは書面でその旨を通知しなければならない。

(工事完了届等)

第13条 第3条の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、当該工事が当該許可の内容に適合しているかどうかの市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、第3条の許可の内容に適合すると認めるときは、検査済証を設置者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の確認の結果、第3条の許可の内容に適合しないと認めるときは、設置者に対し必要な指示をすることができる。

4 設置者は、第2項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、ペット霊園が第11条の基準及び第4条第2項第4号に掲げる維持管理計画書に記載された計画に適合するよう、維持管理を行わなければならない。

2 焼却施設の設置者は、当該燃焼施設について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 焼却施設から発生した焼却灰その他燃え殻を適切に処理すること。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の趣旨にのっとり、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、毎年1回以上、焼却炉の設備から排出される排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項に規定する方法により測定を行い、速やかにその結果を市長に報告し、又は同法第28条第3項の規定による報告に係る書類を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第15条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

（中止又は廃止等の届出）

第16条 設置者は、第3条の規定により許可を受けたペット霊園の設置又は変更に係る工事を中止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、第3条の規定により許可を受けた事項（同条の規定により変更の許可を要する事項を除く。）に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告及び検査）

第17条 市長は、この条例の適用に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の適用に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、設備、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により立入検査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第18条 市長は、設置者が第13条第4項又は第14条第1項の規定に違反していると認めるときは、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第19条 市長は、設置者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第20条 市長は、設置者が偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

(使用禁止命令)

第21条 市長は、前条の規定により許可を取り消された者及び第3条の許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更した者に対し、その使用の禁止を命ずることができる。

(公表)

第22条 市長は、第19条又は前条の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該者の氏名等及びその経過を公表することができる。

(変更に係るペット霊園の設置等計画の許可手続の特例)

第23条 市長は、ペット霊園の設置等計画が、第3条の許可を受けて設置したペット霊園の施設又は設備の変更である場合において、当該変更が市民の生活環境の保全上、支障のないものであると認めるときは、次に掲げる手続の全部又は一部を省略させ、又は当該手続に代えて他の措置をとらせることができる。

(1) 第4条第1項の規定により申請書を提出する場合における同条第2項各号に掲げる書類又は図面の添付

(2) 第6条第1項の規定により市長に協議する場合における同条第3項各号に掲げる書類又は図面の添付

(3) 第8条第1項の説明会の開催

(適用除外)

第24条 この条例の規定は、専ら自己の利用に供する目的で設置するペット霊園には適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置に係る工事を施工している者は、施行日後30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) ペット霊園の名称

(3) ペット霊園の用地の所在地、地目及び面積

(4) ペット霊園を設置した年月日（現に設置に係る工事を施工している場合にあっては、当該工事の完了予定年月日）

(5) ペット霊園の施設及び設備の概要

(6) 焼却施設にあっては、当該焼却施設の構造及び処理能力を記載した書類

(7) ペット霊園の維持管理に関する計画

3 施行日以後において、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により許可を受けた墓地、納骨堂又は火葬場であって、当該許可に係る区域の拡張によらず、かつ、当該区域内に焼却施設を有しないペット霊園を設置する場合には、第3条から第12条までの規定（第5条を除く。）は、適用しない。この場合において、当該ペット霊園を設置した者は、設置後速やかに、前項各号（第6号を除く。）に規定する事項を市長に届け出なければならない。

4 前2項の規定による届出をしたペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園について、この条例に定めるペット霊園の設置基準に適合するよう努めなければならない。

5 附則第2項及び附則第3項の届出に係るペット霊園の設置については、第3条の許可があったものとみなし、当該ペット霊園の区域及び設備の変更に

については、この条例を適用する。